

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月22日
【会社名】	株式会社セコニック
【英訳名】	SEKONIC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白土 清
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区池尻三丁目1番3号
【電話番号】	03(5433)3611
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 松橋 敏雄
【最寄りの連絡場所】	東京都世田谷区池尻三丁目1番3号
【電話番号】	03(5433)3611
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 松橋 敏雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年2月21日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年2月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）において、以下の内容とする株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

イ 併合の割合

当社株式について、330,000株を1株に併合いたします。

ロ 本株式併合の効力発生日

2022年3月18日

ハ 効力発生日における発行可能株式総数

20株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力発生日である2022年3月18日に効力が発生するものとします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 株式併合の件	15,580	7	1	(注)	可決 99.95
第2号議案 定款一部変更の件	15,580	7	1		可決 99.95

(注)議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。